

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 0 月 9 日

各都道府県担当部局 御中  
(公金収納のデジタル化担当課、市区町村担当課扱い)  
各指定都市担当部局 御中  
(公金収納のデジタル化担当課扱い)

総務省自治行政局行政経営支援室

「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」の  
改正及び「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q&A」の更新について

地方公共団体の公金収納のデジタル化については、「規制改革実施計画」(令和 6  
年 6 月 21 日閣議決定)等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁にお  
いて、遅くとも令和 8 年 9 月までに eL-QR を活用した地方税以外の公金収納を開始  
することを目指し、所要の取組を推進することとしているところです。

この度、令和 6 年 10 月 4 日に、「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討  
に係る関係府省庁連絡会議」において、別添 1 のとおり「地方公共団体への公金納  
付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」が改正されましたのでお知らせ  
します。

また、この改正や地方公共団体の皆さまから寄せられているご意見等を踏まえ、  
「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q&A」について別添 2 のとおり更  
新しましたので、併せてお知らせします。

これまで、「地方公共団体の公金収納のデジタル化 (eLTAX の活用) の取組に関  
する対応について (通知)」(令和 6 年 7 月 2 日付け総行第 289 号行政課長通知)  
等において示されているとおり、各地方公共団体においては、eL-QR を活用した公  
金収納の開始に向けて検討を進めていただいているところですが、この取組は全国  
的に導入されることでより大きな効果が期待されるものであることから、引き続き  
積極的なご対応をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただく  
ようお願いします。

問い合わせ先 所属：総務省自治行政局行政経営支援室 担当：長尾 連絡先：03-5253-5519 E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp
------------------------------------------------------------------------------------------